

<景観形成方針>

④ 歴史的・文化的景観資源

旧街道沿いに残るまちなみや各地域に分布する史跡などは、その地域特有の個性を代表する景観資源として保全するとともに、それらを尊重した景観づくりを進めます。

・歴史的・文化的景観資源となる文化財や歴史的な建築物などの保全に取り組みます。
 ・古くからのまちなみや文化財などの周辺の建築物等は、その歴史的・文化的景観との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

<景観チェックシート>

「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“―”を記入してください。

		景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
		景観上の配慮事項		具体的な配慮の内容				
土地の開墾その他の土地の形質の変更								
a)	地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。	●地形の尊重 ○段造成により地形の改変を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。		□歴史的・文化的景観資源（地域のシンボルとなる文化財など）の周辺では極力地形を改変しない。				P. 48
c)	太陽光発電施設を設置する際は、周辺への景観的影響に配慮すること。	●設置位置の工夫 ○主要な視点場から極力太陽光発電施設が見えないようにする。		□山林及び歴史的・文化的に価値の高い施設等の周辺に設置する際は、周辺の主な視点場から極力太陽光発電施設が見えないようにする。				P.52
木竹の伐採								
b)	太陽光発電施設を設置する際は、周辺への景観的影響に配慮すること。	●設置位置の工夫 ○主要な視点場から極力太陽光発電施設が見えないようにする。		□山林及び歴史的・文化的に価値の高い施設等の周辺に設置する際は、周辺の主な視点場から極力太陽光発電施設が見えないようにする。				P.52